

◇特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴い、閲覧又は謄写の用に供する書類に係る様式を削除するほか、必要な改正を行いました。（第3条～第4条の2、第9条、第23条、第26条の2、様式第7号、様式第23号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和4年12月1日から施行することとしました。